



令和元年 8月30日(金)
(2019年)

No. 15003 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [176] (1)

弁理士の眼 176

登録意匠「検査用照明器具」無効審決取消請求事件

一知財高裁平成30(行ケ)10181. 令和1年7月3日(1部)判決<請求棄却>一

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

[キーワード] 部分意匠、意匠の類似(法3条1項3号)、意匠の創作容易性(法3条2項)、意匠の創作性(類似か容易か)、最高裁判例(適用の決め手)

【事案の概要】

- 1 特許庁における手続の経緯等
(1) 被告(シーシーエス株式会社)は、平成16年4月12日、意匠に係る物品を「検査用照明器具」とする別紙1「本件意匠図面」記載の形態(図面の実線で表された部分)の部分意匠(以下「本件意匠」という。)の出願をし、同年10月22日に意匠権の設定登録を受けた(意匠登録第

京都ブランチ (5名:うち弁理士3名)
神戸本部 (66名:うち弁理士26名)
上海瀚橋專利代理事務所 (12名:うち專利代理人6名)

創業 1926 年、貴社の特許、意匠、商標出願を先進国から新興国まで豊富な経験とスタッフでサポートします。

特許業務法人

ARCO PATENT OFFICE 有古特許事務所

■URL:<http://www.arco.chuo.kobe.jp/> ■E-mail:office@arco.chuo.kobe.jp
■神戸本部 :〒650-0031 神戸市中央区東町 123 の1 貿易ビル 3F TEL:078-321-8822
■京都ブランチ :〒600-8492 京都市下京区月鉾町 47-3 四条新町ビル 4階 TEL:075-213-5600
■上海瀚橋 :郵編 200120 中国 上海市浦东新区東方路69号A棟20階 2007号室 TEL:+86-21-6415-8030
■顧問:米国特許弁護士 マーク・アレマン 中国專利代理人 曹芳玲 他5名

1224615号。甲29の2。以下「本件意匠登録」という。)

- (2) 原告(株式会社イマック)は、平成30年5月10日、本件意匠登録について無効審判の請求をし、特許庁は、同請求を無効2018-880005号事件として審理した。
- (3) 特許庁は、同年11月27日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし、同年12月6日にその謄本が原告に送達された。
- (4) 原告は、同月27日、本件審決の取消しを求める本件訴えを提起した。

2 本件審決の理由の要旨

- (1) 本件審決の理由は、別紙審決書(写し)記載のとおりである。要するに、本件意匠については、①下記アないしウの各意匠(順に、「引用意匠1」、「引用意匠2」及び「引用意匠3」という。)との共通点及び相違点を検討したところによれば、本件意匠が上記各引用意匠に類似する意匠に該当するとはいえず、また、②上記各引用意匠のそれぞれに基づき、引用意匠1及び同2に基づき、又は引用意匠1及び同3に基づいて、当業者が容易に創作することができた意匠に該当するともいえないから、意匠法3条1項3号又は同条2項のいずれによっても、その登録を無効とすることはできない、というものである。

ア 引用意匠1：国峰尚樹「エレクトロニクスのための熱設計完全入門」(日刊工業新聞社、平成9年7月18日発行。甲1)171頁「図15-7代表的ヒートシンクの形状」に「タワー型」と記載された意匠(別紙2「引用意匠1図面」参照)

イ 引用意匠2：Aほか1名の作成に係る平成30年5月8日付け「説明書(I)」(甲2)に記載された製品の意匠(別紙3「引用意匠2図面」参照)

ウ 引用意匠3：意匠登録第1175712号公報(発行日平成15年6月16日。甲3)に係る意匠(別紙4「引用意匠3図面」参照)

- (2) 本件審決は、本件意匠について、以下のとおり認定した。

本件意匠は、部分意匠として意匠登録を受け

ようとするものである。その形態は、別紙1「本件意匠図面」記載の図面の実線で表された部分(以下「本件実線部分」ともいう。)のとおりであり、これを具体的に説明すれば次のとおりである。

ア 全体の構成態様

正面から見て、横向き円柱状の軸体にそれよりも径が大きい3つのフィン部が等間隔に設けられて一体になっている(以下、本件意匠と各引用意匠とを通じて、軸体の後端に設けられたフィンを「後端フィン」といい、軸体の中間に設けられたフィンを「中間フィン」という。)。2つの中間フィンは同形同大であるが、後端フィンは、中間フィンとほぼ同形であるものの、幅(厚み)が中間フィンに比べて大きく、後端面の外周角部が面取りされている。

イ 各フィンの右側面形状

各フィンを右側面(又は右側面斜め方向)から見るとその外周は円形状である。

ウ 各フィンの正面形状

各フィンを正面から見ると、中間フィンの横幅：縦幅は約1：24で、後端フィンのそれは約1：12である。後端フィンの厚みは、中間フィンの約2倍である。

エ 軸体と各フィンの構成比

正面から見た軸体の縦幅と各フィンの最大縦幅の比は、約1：5である。また、軸体の横幅(=各フィンの間隔)と中間フィンの最大横幅の比は、約3：1である。

3 取消事由

(1) 引用意匠1に基づく取消事由

ア 本件意匠と引用意匠1の類否判断の誤り(取消事由1)

イ 引用意匠1に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由2)

ウ 引用意匠1及び同2に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由3)

エ 引用意匠1及び同3に基づく創作容易性判断の誤り(取消事由4)

(2) 引用意匠2に基づく取消事由

ア 本件意匠と引用意匠2の類否判断の誤り(取消事由5)